

業務委託契約書

(以下「甲」という)と、一般社団法人日本女性技能認定協会(以下「乙」という)とは、次のとおり業務委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

[契約要綱]

甲:

乙:一般社団法人 日本女性技能認定協会

(担当コーディネーター:)

業務内容:別紙記載のとおり

契約期間: 年 月 日()から3ヶ月間

更新:契約期間満了1ヶ月前までに、甲乙で協議し更新の有無・内容を決定

費用:360,000円(税別)

支払方法:本契約成立後、銀行振込またはクレジット決済にて支払う

第1条(目的)

1. 甲は、甲の業務(別紙記載のとおりとし、以下「委託業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と発展に寄与することを目的とする。なお、委託業務遂行に関する細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の上取り決めるものとする。

第2条(委託業務の内容)

1. 委託業務の内容の内容は、別紙記載のとおりとし、その実施方法、成果物がある場合の成果物に関する詳細については、甲乙協議してこれを定める。
2. 甲または乙は、必要があるときは委託業務の内容、実施方法等の変更・追加およびその場合の費用等について甲乙合意の上で決定するものとする。

第3条(注意義務)

乙は、甲からの要望に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第4条(再委託)

乙は自己の責任において、委託業務の全部または一部について、甲の承諾を得て第三者に再委託できるものとする。

第5条（対価および支払方法）

1. 甲は委託業務の対価として、[契約要綱]にかかる費用を所定の支払方法にて乙に支払うものとする。なお、支払にかかる手数料は甲の負担とする。
2. 委託業務の追加その他委託業務遂行にかかる実費等の費用については、予め、乙が甲に見積書等を提出し、甲乙合意の上で、別途乙が甲に請求するものとする。

第6条（権利の帰属）

委託業務遂行に伴い、乙から甲に提供するサービス・成果物等にかかる著作権等の知的財産権にかかる権利は、提供後も乙に帰属する。ただし、乙がこれらの権利につき別途甲に移転することを承諾したものについては、この限りでなく、乙から甲に提供とともに移転する。

第7条（資料等の貸与・保管・返却・廃棄）

1. 甲は委託業務の遂行上必要な資料等（以下「資料等」という）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を提供するものとする。
2. 乙は甲より貸与された資料等を本契約にかかる目的以外のために複写・複製・編集等を行わないものとする。
3. 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。

第8条（秘密保持）

甲および乙は、本契約の履行に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た相手方の技術上、営業上、および個人情報その他の秘密情報を秘密に保持するものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

第9条（事故処理）

甲および乙は、本契約の履行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方へ通知するとともに、相互に協力してその解決処理にあたるものとする。

第10条（損害賠償）

1. 甲および乙は、本契約の履行に関して、相手方の責に帰すべき事由により、損害を被ったときは、直接かつ現実に被った通常の損害につきその賠償を当該相手方に請求できるものとする。
2. 本条に基づく損害賠償の額は、本契約に基づく費用の額を超えない範囲で、甲乙協議の上決定するものとする。

第 11 条（不可抗力）

天災事変等の不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は、甲乙ともにその責を負わないものとする。

第 12 条（キャンセル）

甲が、本契約締結後 1 ヶ月に満たない期間中に本契約を解約する場合、乙は、甲に対し、既に甲から受領した費用のうち、以下のキャンセル料金を差し引いた金額を返金するものとする。

本契約締結後、

委託業務が開始される前・・・20%

委託業務が開始された後、1ヶ月未満・・・50%

委託業務が開始された後、1ヶ月経過後・・・100%

第 13 条（契約期間）

本契約の有効期間は、 年 月 日 () から 年 月 日 () の 3 ヶ月間とする。なお、期間満了の日から 1 ヶ月前までに甲乙協議し、更新の有無・内容を合意の上決定するものとする。

第 14 条（契約解除）

甲または乙が、次の各号の一つに該当した場合、相手方は、本契約の全部または一部を何らの催告なしに、ただちに解除することができる。なお当該解除は、損害賠償の請求を妨げないものとする。また、乙が本条項に基づき解除する場合、費用の返金はないものとする。

- (1) 本契約に違背し、相当期間を定めた催告にもかかわらずその違背を是正しないとき。
- (2) 相手方に重大な危害または損害をおよぼす行為、背信行為等があったとき。
- (3) 支払いの停止または支払不能があったとき。
- (4) 反社会的勢力であることが判明したとき、あるいは暴力的行為または不合理な要求行為があったとき

第 15 条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙相互に信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上の合意を証するため、甲および乙は、本書 2 通を作成し、記名押印の上各 1 通を保有する。

年　　月　　日

甲：

乙：一般社団法人 日本女性技能認定協会

東京都港区北青山2-7-13 プラセオ青山ビル3階

代表 華月 麻衣

別紙：業務内容

相談内容に応じて決定となります。

【例】

- ・ 対面打合せ 180 分 3 回
- ・ 継続講座の構築、管理ツール制作サポート
- ・ コミュニティの活動内容、運営ルール構築サポート
- ・ ○○様及びコミュニティのプランディング、プロモーションサポート

・記載の費用は、あくまで作業にあたる人件費となっております。

必要に応じて、素材データ、管理システムなどにかかる実費として別途費用が発生する場合がありますが、その場合は、事前に○○様に都度ご提案し、ご承諾をいただいた上ですすめてまいります。

・期間内の追加打ち合わせは 1 回 2 時間 35,000 円（税別）となります。